

浜松市事業者向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の事業者の事業所における創エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入を促進し、エネルギーの効率的な利用、災害時のエネルギー確保及び環境負荷軽減を実現するため、事業所に補助対象となるシステム（以下「対象システム」という。）を導入する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己所有 対象システムを自己の負担により自らの事業所に設置し、所有及び維持管理を行うことをいう。
- (2) 第三者所有 対象システムを他者の負担により自らの事業所に設置させ、所有及び維持管理をさせた上で、対象システムにより発電された電力の供給を受けることをいう。

(対象事業者)

第2条 補助対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (6) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、第三者所有による場合の補助対象となる事業者は、民間企業とする。

(対象事業所)

第3条 補助対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、前条第1項各号に定める事業者の本社又は本社の他に設置する支社、支店及び営業所等の出先機関のうち、市内に所在するものとする。

(対象システム)

第4条 対象システムは、次の各号に掲げるものとし、その両方を新たに対象事業所に設置しなければならない。ただし、既にいずれかの対象システムが対象事業所に設置されている場合は、未設置の対象システムのみを設置（第三者所有により第2号に定めるもののみを設置する場合を除く。）も補助対象とする。

(1) 太陽光発電システム

(2) 蓄電池システム

- 2 対象システムは、未使用のものであって、かつ、別表1の要件を満たすものとする。
- 3 対象システムにおいて発電又は蓄電される電力については、自家消費するものとする。
- 4 対象事業所数は、1事業者につき2事業所を上限とする。

(補助金交付の要件)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（第三者所有による場合、対象事業所を設置する事業者を含む。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 市税を完納していること

(2) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

(3) 次のアからオのいずれかに該当しないこと

ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

オ 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(4) 第三者所有による場合、補助金の額の5分の4以上がサービス料金の低減等により、対象事業所を設置する事業者還元されること

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システム（付帯設備を含む。）の購入費用及び設置に係る工事（対象システムの設置に必要な工事に限る。以下「設置工事」という。）費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 別表2の2に定める補助金の交付を受ける場合、補助金の額の上限は、補助対象経費から別表2の2に定める補助金の交付額を除いた額と第1項の補助金の額を比較して少

ない方の額とする。

(補助対象期間)

第8条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日が属する年度内とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、設置工事着手予定日の30日前までに交付申請書(第1号様式)に必要な事項を記載し、別表3に掲げる書類を添えて、市長が定める時期までに提出しなければならない。

(補助金の事務の委任)

第10条 申請者は、申請書提出の手続き(以下「提出手続き」という。)を第三者に委任することができる。

- 2 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、前条に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。
- 3 提出手続きを委任された第三者(以下「手続き代行者」という。)は、提出手続きを行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。
- 4 市長は、手続き代行者が、委任された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正が認められたときは、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、提出手続きの代行を認めないことができる。

(交付の決定)

第11条 市長は、第9条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順にその内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、対象システムが設置される現地の調査を行うことができる。
- 3 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付すことができる。
- 4 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第12条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、速やかに補助事業変更申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更(交付を受ける補助金の額に変更が生じる場合を除く。)を除く。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業変更申請書を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認めたときは、補助事業変更承認通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付すこ

とができる。

(中止)

第13条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の全部又は一部を中止しようとするときは、速やかに中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業を完了したときは、設置完了日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第8号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告期限の日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(確認検査等)

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定するため、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを、補助事業実績報告書及び必要に応じて閲覧又は徴収する資料により確認するものとする。

2 市長は、補助事業実績報告書等に基づく書面審査のほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による確定調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 前条の規定により交付額確定通知書の送付を受けた者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、確定を受けた年度内に支払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第18条 市長は、交付決定通知書の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（第三者所有による場合、対象事業所を設置する事業者が第1号から第3号まで及び第6号及び第7号に該当するときを含む。）は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
- (2) 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

- (3) 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合
 - (4) 第13条に定める中止届出書が提出された場合
 - (5) 第14条に定める期間内に、補助事業実績報告書を市に提出しない場合
 - (6) 第15条に規定する書面審査又は現地調査を正当な理由なく拒んだ場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定以後に、補助事業の全部又は一部を継続できなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、返還命令書（第12号様式）により返還を命ずるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、返還命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。
- 3 前項の場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定を適用する。

（財産の管理及び処分の制限）

- 第20条 補助金の交付を受けた者及び補助金の交付を受けた者から補助金に係る権利義務を継承したもの（以下「補助金の交付を受けた者等」という。）は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者等は、天災地変その他補助金の交付を受けた者等の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を財産毀損滅失届出書（第13号様式）により市長に届け出なければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者等は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者等は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項に定める場合を除き、補助金の交付を受けた者等が取得財産等を処分した場合には、返還命令書（第12号様式）により、既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

（協力）

第21条 市長は、補助金の交付を受けた者等に対し、5年間対象システムに関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の整備)

第22条 補助金の交付を受けた者等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保存しておかなければならない。

(細目)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度及び令和5年度の補助金に適用する。

別表1（第4条関係）

対象システム	要件
太陽光発電システム	<p>(1) 事業所の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であるもの。</p> <p>(2) 公称最大出力5kW以上の太陽電池モジュールであり、余剰配線であるもの。</p> <p>(3) 自立運転機能を有しているもの。</p>
蓄電池システム	<p>(1) 蓄電した電力を分電盤を通じて事業所の内部で用いるシステムであるもの。</p> <p>(2) 発電設備と同等程度の蓄電容量を有するもの。</p> <p>(3) 現行の環境省「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」又は「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」の補助対象となるもの。</p>

別表2（第7条関係）

対象システム	補助額
太陽光発電システム	<p>自己所有による場合は、 20千円/kW、上限額200千円/事業所</p> <p>第三者所有による場合は、 25千円/kW、上限額250千円/事業所</p> <p>※ 太陽光発電パネルとパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値とする。</p>
蓄電池システム	<p>自己所有又は第三者所有に関わらず、 30千円/kWh、上限額300千円/事業所</p>

別表2の2（第7条関係）

補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・ PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（環境省） ・ 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（環境省） ・ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（環境省） ・ 需要家主導による太陽光発電導入加速化補助金（経済産業省） ・ 蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業（経済産業省）

別表 3 (第 9 条関係)

No	提出書類
1	第 1 号様式別紙 1 から別紙 3 までの書類 ※ 別紙 1 は補助金の申請を第三者に委任する場合、別紙 3 は申請者と建物所有者が異なる場合に提出すること
2	対象システムの導入経費並びに設置する事業所の住所、設置箇所及び工期が確認できる書類（見積書、契約書（案）の写し等） ※ 既設システムのものを除く
3	・ 対象システム、特定負荷のコンセントの配置等が確認できる図面（配置図等） ・ 既設システムがある場合、保証書の写し（太陽光発電システムの公称最大出力又は蓄電池システムの定格蓄電容量が確認できること）
4	対象システムを設置する事業所の建物全体及び設置予定箇所を写した日付入りのカラー写真 ※ 既設システムがある場合、当該システムの設置箇所並びに型番及び製造番号が確認できる銘板を写したものを含む
5	宣誓書（第 1 6 号様式） ※ 既設システムがある場合、当該システムによる電力を自家消費する旨を含む
6	市税納付・納入確認同意書（第 2 号様式）
7	暴力団排除に関する誓約書（第 1 5 号様式）
8	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書の写し
9	申請者の履歴事項全部証明書（3 か月以内に発行したもの）及び会社概要を記載したパンフレット等
10	その他市長が必要と認める書類

別表 4 (第 1 4 条関係)

No	提出書類
1	・ 契約書、請求書及び支払いを確認できる領収書、払込金受取書等の写し ・ 第三者所有による場合、補助金の額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により、対象事業所を設置する事業者還元されることを確認できる書類
2	対象システムの保証書及び仕様書
3	太陽光発電システムの太陽電池モジュールの配置図及びメーカー発行の出力対比表並びに発電設備の連系に関するお知らせの写し
4	対象システムを設置した事業所の建物全体及び設置箇所並びに型番及び製造番号が確認できる銘板を写した日付入りのカラー写真
5	自立運転機能を有することが確認できる資料
6	その他市長が必要と認める書類